

## はじめに

立命館大学は、一九七一年の中央教育審議会答申による大学再編成の方向に抗しつつ、私学危機が深化するなかで、それを克服する基本的方向である公費助成運動と国民のための私学づくりの運動に積極的に取り組み、相対的低学費を堅持しつつ、一九七三年度全学協議会確認事項にもとづく教育・研究の民主的発展に努力してきた。しかしながら、政府の貧しい文教政策と、不況とインフレの同時進行のもとで、私学の危機は極度に深化し、本学の教育研究をささえる財政は重大な危機に直面させられている。

理事会は、公費助成運動によるその基本的解決の方向の強化を確認しつつも、本学の到達した民主的教育・研究を維持し、発展させるためには、本学財政に主要な責任を有するものとして、財政破綻の進行を当面阻止する努力をしなければならず、そのため、やむをえざる措置として、一九七六年度の入学検定料と新入生からの学費改定案を、「学費等の提起の期限と民主化について」の七三年度全学協議会確認をふまえて、一〇月三日と二一日の学園振興懇談会に提示した。そして同時に「立命館大学の現状と課題」を発表して学費問題の全学的討議を訴えてきた。

## 〔2〕 この理事会の提案にたいして、

1. 一・二部学友会、大学院生協議会、教職員組合、生活協同組合は、今日の私学危機が政府の反動的文教政策とインフレ政策に起因しており、学費値上げによつてはこれを根本的に解決することができないばかりか、教育の機会均等と学生生活の破綻につながるがゆえに、学費値上げには原則として反対するという立場を表明した。七三年度学費闘争の到達点である、一定の民主化を実現してきた立命館大学においては、学費問題を個別学園内部の問題として展開するのではなく、真に私学危機の全面的解決をめ

ざす闘争として發展させなければならない」という見地をふまえ、「学費値上げ反対」の立場を堅持しつつ、個別立命館の学費値上げそれ自体を撤回させることのみを闘争目標にしては、今回の学費問題を正しく解決することはできないことを明らかにした。そして、今期学費闘争においては、①中教審・私財法路線による私学の差別の再編成と大学教育への支配・介入に反対し、私学危機の根本的打開をめざす全大学人の共同闘争を展開すること、②七三年度全学協議会確認事項の実践過程をきびしく批判し、学生・院生・教職員の教學改革要求をつきつけて、高等教育機關たるにふさわしい大学、真に学びがいのある大学の創造をめざしてたたかうこと、を基本目標に設定して、全面的闘争を展開した。

2. 一・二部学友会は、すでに七五年一〇月の学生大会において学費闘争の基本方針を決定し、学費値上げ提起以前に、緊急国庫補助獲得の取り組みを中心に行なった。

学費値上げ提起にたいしては、理事会・教授会・各機関が学生の深刻な実態、すなわち私学危機の立命館における具体的あらわれを明確に把握しておらず、したがって、私学危機の打開へ努力するといながら、實際には危機の内容を十分につかみえずそれへの有効な具体的対策が不十分であることを批判した。そして、学内理事会の説明文書「立命館大学の現状と課題」には、現状と課題はあるが、展望と方針がないことを、大学の責任として追及してきた。また、教育を受けるものの当然の権利として教学の改善要求をはじめとする切実な要求を大学につきつけてきた。それによつて、理事会と教授会の姿勢を一層民主化し、大学の努力を最善ならしめ、なつか実現不可能な要求については、全大学人が共同して政府にたいして要求していくなかで解決していく必要性が明らかとなつた。すなわち、より一層の学園民主化と対政府闘争が統一してすすめられてこそ、要求実現の展望が開けるのであり、学生はその先頭にたつ必要があると主張した。

[3] 理事会の学費改定の提起以来三ヵ月以上にわたり、クラス・ゼミ・自治委員会・学友会代議員大会・学生大会・研究科での討議、教授会・部課での討議をふまえて、一〇回の学園振興懇談会をはじめ各学部五者会談、学科

もとづく財政運用を行なつてきたこと。

⑤ 授業料の先取りの廃止、推薦入学制の廃止など教育・研究の機関としての原則を貫いてきたこと。

⑥ 学生の自主的諸活動および集団的学習活動を保障する条件の整備・改善を行なつてきたこと。

⑦ 小集団教育を軸とする教学全般の改善を推進してきたこと。

⑧ 二部教学を、勤労者のための大学教育としてすすめてきたこと。

⑨ セミナー・ハウス・寮、生協、下宿、アルバイトなど厚生条件の一定の整備・改善を行なつてきたこと。

これらの歴史的到達点は、今日の反動的文教政策のもとでの私学危機の深まりと、暴力による大学自治の侵害が進行するなかでは、学問・研究の創造的発展にとって、きわめて積極的な意義をもつものである。

全学の構成員はこれらの到達点に確信をもつとともに、大学自治の侵害をゆるさず、学園の民主化を一層発展させる責務をもつてゐる。

[5] これらをふまえて、本全学協議会においては理事会、一・二部学友会、大学院生協議会、教職員組合、生活協同組合（オブザーバー参加）の間で、一致点についての確認をとりかわすことができた。

全学を構成する一人ひとりが、この確認を主体的に受けとめ、ただちに実行に移すことが必要であると考える。

## 一 私学危機の根源に迫る運動と新しい大学づくり

### [1] 私学危機の根源に迫る運動の前進

学費問題に集中的にあらわれている私学の危機は単に私学だけの危機ではなく、日本の高等教育、教育全体の危機の私学におけるあらわれであり、それは現在進行しつつある国民的危機、つまり日本全体の経済的・政治的・文化的危機の一環である。そしてその根源は、政府の貧困で反動的な文教政策と不況のもとでのインフレーション政策にあり、その根本的解決は、国民の教育を受ける権利を保障する大幅で民主的な公費助成の獲得、

・専攻懇談会、二部懇談会・学部懇談会、大学院懇談会・研究科懇談会さらには部課交渉などが行なわれてきた。この過程で、学費問題をめぐつて、私学危機の具体的あらわれ、その原因、根本的解決方向について、真剣ではげしい討論が展開され、次のように点で前進がみられた。それは

第一に、学費問題を根本的に解決する基本方向は大学の全構成パートの英知と力を結集して、私学危機の根源に迫る運動を展開すると同時に、本学のあらゆる面にわたるより一層の民主化を実現する以外にないことが基本的に確認されたこと。

第二に、あらゆる問題がクラス・ゼミを中心として討議され、私学危機が各クラスや個々の学生の教学実態や生活実態のなかに、具体的にどうあらわれているかが話し合われ、教職員と学生の統一した力によって、私学危機を克服し、教学上の矛盾を解決するための議論と要求がだされたことである。

この点は民主的手続きの上からも、討議の拡がりの点からも、本学における民主化の新しい到達段階を示すものである。

第三に、本学における教学改善の課題が、学生実態の正確な把握にもとづき、学生の要求を基礎として政策化されなければならないことが再確認されたことである。

第四に、このような学生の教育を受ける権利を保障し、その要求にこたえる仕事に、教職員は自らの権利を守るのと同じように主体的にとりくみ、それぞの責任を明確にしなければならないことが確認されたことである。

[4] こうした新しい前進をもたらした背景にはこれまでの学園民主化運動によって蓄積してきた立命館大学の次のような到達点がある。

① 憲法と教育基本法にのつとり、学問の自由と大学の自治をまもり、一貫して暴力を否定してきたこと。

② 学生・教職員の自主的・民主的諸活動を尊重しこれを保障してきたこと。

③ 総長・学部長選挙への学生参加、全学協議会・学園振興懇談会・五者会談等の協議機関の設置、学友会交渉権の明確化など、民主的諸制度の確立のもとで、大学の全構成員の総意によつて大学運営が行なわれてきたこと。

④ 相対的低学費を堅持し、財政の民主化を行ない、学生・教職員の要求に

国民のための私学づくり運動以外にはありえない。また、本学が戦後一貫して追求してきた相対的低学費は、教育の機会均等の原則を、個別大学の限界内においても最大限に追求しようとしたものであつて、この原則はあくまでも堅持されなければならない。そのためには、従来から確認されてきている財政の民主化をさらに一層すすめ、学生・院生・教職員の要求にもとづいた財政運用を行なわなければならない。

これらの基本的諸課題は学費問題討議を通じて、理事会・教職員・学生・院生の全体によつて基本的に承認され、学費問題に取り組む基本的視点と全学の統一の基礎が確立された。そして、財政民主化の点でも、公費助成運動の展開においても大きな成果をあげている。すなわち、財政民主化の新しい到達点としては、学内の諸機関がそれぞれの機関として、財政についても責任を有することを再確認し一人ひとりの教職員が各クラスで学生とともに学費問題・財政問題を率直に話し合い、財政問題が財政公開の形式面のみでなく、内容面でも全学のものになりつつあることである。

また、公費助成運動における前進は、

第一に、本年度は「公費助成推進のための全学連絡協議会」の活動と並んで、とくに「学部連絡協議会」の活動が強化され、学部を基礎とした学習会・署名活動、ターミナル宣伝が行なわれたこと。

第二に、一月一二日の京都私学デーにはクラス討議をふまえて多数の学生・院生・教職員が参加し、さらに一月一四日の中央私学デーにはクラスやサークルの代表として学生が参加し、公費助成連絡協議会として最大規模の二六五名という大代表団が京都代表団に結集して行動したこと、さうに一二月一七日の中央派遣といったように、クラスやサークルでの運動が大きく前進していることである。

しかしながら、われわれの大幅で民主的な公費助成の要求にもかかわらず、五一年度予算政府案は、一二九〇億円（前年比二八・一%増）と、文部省概算要求一五一億円をも大幅に下回るものであり、国立大学の授業料を現行の三万六千円から九万六千円へ値上げすることとならんで、「受益者負担原則」をおしつけてきている。われわれはこれにたいしてさらに

運動を強化し、大幅で民主的な公費助成を全国民的な運動によって獲得していかなければならない。

## [2] 新しい大学づくりの課題

1 理事会による学費改定の提起と「立命館大学の現状と課題」にたいしては、それが学生・教職員の実態と要求の全面的・総合的把握にもとづいて提起されていないこと、今日の立命館大学の民主化の到達段階をふまえ、七三年度全学協議会確認事項の実践過程の総括のうえにたつていないこと、本学の現段階における中心課題の設定が不明確であり課題解決の具体的政策が出されていないこと、などのきびしい批判が学生および教職員から出された。学生はこれらの批判にもとづき、クラス・ゼミでの民主的討議を基礎とした教学改善の要求を、私学危機の根源にたいする運動の強化と関連させながら、七五年一二月と七六年一月の学生大会において集約し、理事会や教授会等の大学諸機関に提起した。

一部学友会の「緊急三項目要求」、一部学友会の「緊急六項目要求」、大学院生協議会の「当面の二項目要求」は、本学の歴史的到達段階をふまえ、民主的組織原則にもとづく運動の拡がりのなかから出されたものであると同時に、七三年度全学協議会確認事項の基礎のうえに、今日の新しい情勢のもとでの学生の実態にもとづいて打ちだされたものであり、そのなかから七〇年代後半の新しい大学づくりの課題が提起されてきた。2 学友会は「当面する緊急三項目要求」の第二項において、「民主的社會常識や社会に通用する専門的能力を」という要求をかげ、「大学教育のなかで、①民主的市民としての当然の権利、社會常識を身につける。②社会に出てからも通用する専門的知識・学力技術を身につけることができるカリキュラムの改善、特別講座の開講が必要である」としている。この問題提起は、現在の時点においてとくに重要な意義をもつてている。今日、七〇年代の後半にあたって、民主的社会を形成していく主体をどのように養成していくべきかという課題が大きく大学に課されている。すなわち七〇年代後半にあたっての新しい大学像・学生像をどのように創造していくかということである。社会の進歩と発展に寄与できる人間

## 二 教学改善のための当面の重点施策

(一) 教学内容の改善

1 一・二回生(低回生) 小集團教育

(1) 一・二回生小集團教育を一括して「低回生小集團教育」としてとらえ、それぞれの到達目標と相互関連をさらに明確化する。とくに、二回生小集團教育の位置づけと到達目標を明確化する。

(2) 小集團教育と一般教育や専門教育との関連を追求する。

(3) それぞれの到達目標と学生の要求を反映したテキストの選定、および各学部の実情を反映しつつテキスト群の選定、共通教材の作成、統一テキストの作成の方向を強化する。

(4) 教科研究、担当者会議などによる教員の共同化の推進。一回生と二回生クラスの各担当者間のひきつけの強化。

(5) クラスにおける直接の学生実態把握とともに、回生別協議会などによる学生との協議体制の強化。

### 2 三四回生演習

大学教育における演習の意義をふまえ、各学部でのとりくみの経過と独自性を生かしつつ、一年制ゼミの完全実施に向けて、三四回生後期の論文指導を強化する。

### 3 学生の自主的・集團的学習活動の保障

(1) 小集團教育補助金の増額(一万五千円→三万円)と運用の改善。

## 二 部学生共同研究室の充実

1 小集團教育の充実・発展のなかで、学生の教學実態、要求をふまえ基礎学力の養成に視点をおいたカリキュラム体系の再編成、カリキュラムの系統化・集約化をすすめるとともに、要卒単位数の再検討。最近、カリキュラムの再編が行なわれた学部や学科においてはその内実化。

2 専門教育

(1) 図書費の増額等による学習図書館としての図書館の充実。

(2) サブ・ゼミ等の學生の自主的・集團的学習活動のための時間的・場所的条件の整備への努力。

3 各回生毎のガイダンスの充実。

4 大教室講義における講義方法、教室条件などの改善。

5 外國語の文献や資料による専門科目の學習を行ない、あわせて上級回生時における語學力の維持向上のための「外國書講読」の充実強化。

3 一般教育・外國語教育・保健体育教育・教職課程教育

(1) それぞれの教學をする機関の主体的なとりくみが不十分であった点を総括し、出席状況、再履修状況など、学生の教學実態を十分にふまえつつ講義内容や方法を改善する。

4 一般教育

(1) 一般教育の改善を小集團教育とならぶ学部教學改善の最重点課題として設定し、学部のカリキュラム体系再編成の重要な一環として位置づけ、次のような視点のもとに抜本的再検討を行なう。

(2) 一般教育軽視の文教政策にたいして、一般教育を科学的・総合的世界觀を身につける大学教育の重要な一環として位置づけ、現行カリキュラムについての抜本的な検討を行なう。

(3) 一般教育科目相互の関連、一般教育と専門科目との相互関連のな

の養成という課題は、現代社会における矛盾の深化と反動的な文教政策の進行と、政治的・経済的・文化的危機のなかで、民主的働き手としての確信と実践的能力にうらづけられた社会人をつくりだすことが、まさに大学の課題であるという観点でとらえねばならない。

「一九六〇年代の「高度経済成長」政策とその破綻の過程で、現在、人間性の危機と文化的・道徳的退廃が進行し、基本的人権、国民主権および民主主義を軽視する国家主義的傾向がつよまりつつある。このようななかで、われわれが主権者であるという認識にたって人権の教育・研究を全學に貫徹していくこと、また、歴史的・社会的な正しいものの見方を身につけていくことは、ますます重要になっている。そのような意味で、民主的な市民としての世界観・労働觀・権利意識を身につけ、力量ある社会人としての専門的学力・技術を養うという観点から提起している学生の要求は積極的な意味をもつてている。これは現代における新しい学生像・大学像の方向を指示するものであり、同時にその課題と責任を担う新しい教職員像の形成を要求するものである。

3 二部教学の問題は現在の私学危機を集中的に表現しており、その意味では二部教学の改善は単に二部だけの問題ではなく、全學で取り組むべき重要課題である。とくに七〇年代後半に向けての新しい学生像と大学像の形成、新しい教學創造の課題は、二部においてこそ最も必要とされているのであり、その意味でも全學の力で二部教学を守り發展させていかなければならぬ。

4 一般教育・外國語・保健体育・教職課程といつた全學にまたがる教學機関について、その相対的おくれと教學改善の課題が確認された。とくに、一般教育を小集團教育の改善とならんで教學改善の中心的課題として設定するが、その場合にも以上のようないい新的教學を創造する立場から検討でなければならない。

5 大学院教学については「民主的研究者養成」という理念が確立されているが、新しい大学づくりの観点から、学部教学との関連を鮮明にした大學院の位置づけと、新しい研究者像の一層の明確化が必要である。

かで開設科目の再検討。

- (4) 一般教育科目と専門科目との間のいわゆる「相互くさび型」方式の総括と回生配当についての検討。  
以上の観点からの検討を、一般教育センターだけでなく、各学部の教學改善としてすすめ、その検討結果を七六年九月末までに全学に提示するが、当面次の改善策を行なう。

- ① 科目または系列毎に担当者会議や教科研究の推進による教学内容の一層の充実。
- ② 非常勤講師との交流の強化。

- ③ 一般教育の意義・目的についてのガイダンスの充実と徹底。
- ④ 「学習要項」「講義概要」による一般教育の重要性の周知徹底。
- ⑤ 講義方法、試験出題内容等についての検討。
- ⑥ 一般教育センターの責任体制の強化、各学部における取り組みの強化。

## 2 外国語教育

- (1) 大学における外国語学習の意義・目的の徹底とその到達目標の明確化  
「講義概要」に外国語教育の意義・目的とあわせて、年間テーマ、授業の進め方、教材、授業の到達目標を記述し、充実する。
- (2) 二部の英語四コマ（一、二回生）の立体的運営。
- (3) 第二外国語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの内容区分、到達目標の明確化、それぞれの段階に応じた授業方法の改善。
- (4) 第二外国語Ⅲの充実。
- (5) カリキュラムの改訂など

- (2) 多角的な授業方法の展開
  - ① 小集団教育横断クラス制のメリットを生かす授業方法をとる。
  - ② 授業方法の経験交流と蓄積のための教科研究会の充実強化。
  - ③ 学生の教學実態をふまえ、教材についての学生の意見・希望を聞き、次年度のテキスト選定に反映させる。
  - ④ クラス担当者の学年間のひきつぎの強化。

保健体育教室が七五年一二月に提起した保健体育教育の改革についてはその理念、位置づけをさらに明確にしながら、学生のもつ体育・スポーツ要求を正しく把握し、課外体育との関連をふまえて、内容上の改革を推進する。保健体育教育の制度的改革については、三群方式による三種目ローテーション履修制の七六年度から実施。「時間つみあげ方式・選択コース制」および「女子体育クラスの男女共学横断クラス制への移行」については、引きつき学生諸パートとも協議し、七六年度中にその結論をうる。

(3) 「保健体育概論」の抜本的改訂、二部一講時制における体育実技のあり方・条件の追求、体育施設・設備の整備充実を課外体育との関連を重視しながら行なう。

## 4 教職課程教育

「教員養成は大学で行なう」という理念と、民主的な教員を育成するという教職課程教育の目的を追求し、さらに学生の教員志望の増大と教學要求にこたえるためには、本学における教職課程の教育のあり方、内容、体制について抜本的な改善が必要である。

- (1) 教職課程の課題
  - カリキュラム充実化の検討。
  - 二部一講時制に関する時間割案の検討。
  - 一拠点時における諸条件の改善を生かした教職課程教学の全面的検討と具体的方策の樹立。
  - 教職課程履修者に対する指導体制の整備と強化。
  - 教育実習の内容充実と、実習の適正かつ円滑な実施のための諸条件の追求。
  - 教職課程履修学生数の増加への対応体制もふくめた、教職課程関係機関における人的・物的条件の改善の追求。
  - 理工学部基礎工学科における「技術科」の教科課程増設の検討。
  - 小学校教員養成課程設置についての調査・検討。

- (2) 教職課程の課題
  - カリキュラム充実化の検討。
  - 二部一講時制に関する時間割案の検討。
  - 一拠点時における諸条件の改善を生かした教職課程教学の全面的検討と具体的方策の樹立。
  - 教職課程履修者に対する指導体制の整備と強化。
  - 教育実習の内容充実と、実習の適正かつ円滑な実施のための諸条件の追求。
  - 教職課程履修学生数の増加への対応体制もふくめた、教職課程関係機関における人的・物的条件の改善の追求。
  - 理工学部基礎工学科における「技術科」の教科課程増設の検討。
  - 小学校教員養成課程設置についての調査・検討。

- (1) 「憲法」の全学部必修化について  
要求の趣旨および視点を、一般教育「法学」、教職科目「同和教育」、各学部の小集団教育などを中心として、全学の教育のなかに生かしつつ憲法学習の充実をめざす。「憲法」の全学部必修化については、各学部教育のなかでの位置づけや、カリキュラムのあり方、およびその条件などを検討し、追求する。

- (2) 「自治体論」「公務労働論」「労働組合論」等の開講について  
現代社会の要請にこたえうる実践的能力を養い、正しい労働觀を身につけるものとしてだされてきた要求である点をうけとめ、各学部の教學のなかで追求する。

- (3) 小学校教員養成課程の設置の検討  
本学における教職課程は、民主的な教員の養成機関として現在まで重要な役割を果たしてきた。今日小学校教員の志望者が増大し、課程設置の要求があるなかで、学生に対する指導、援助をつよめるとともに、課程設置に関する必要な調査・検討を行ないその調査結果を七六年七月月中旬で七六年三月末までに検討する。

- (4) 実務講座（資格の取得できる講座をふくむ）などの設置について  
これらの要求の趣旨およびその必要性を認識し、現在各学部で実施されているものの総括と「就職講座」との関連もふまえながら、実施の方針を明らかにする。

- (5) 「婦人問題」の特別講座の設置について  
「婦人問題」の特別講座の設置については、学部カリキュラムに組み入れることはさらに検討を必要とするが、当面、人文科学研究所主催「土曜講座」の企画をふくめて、実施の方向で検討する。

## (二) 一部学友会の「当面する緊急三項目要求」の第二項「民主的社会的常識や社会に通用する専門的能力を」について

新しい大学づくりと教学改善のなかで、現代における民主主義・基本的人権・國民主権についての認識をより一層深める意義と、社会にひろく通用する専門的知識・学力・技術を身につける意義をふまえ、この視点から学部教学の充実に努めるとともに、学生の要求にある具体的な課題について

(3) 上級回生の外国語学力の強化

- ① 上級英語の内容と時間割配置の工夫。
- ② 外国書講読との関連の強化。

- ③ 自主的学習意欲を喚起し課外学習の重要性の自覚をうながす模擬テストをふくめた学習指導の検討。
- ④ 外国語との接触の場の拡大。

- ⑤ 衣笠一拠点時における視聴覚教室の実現にむけて引きつき検討を進めるとともに、当面、図書館、学部学生共同研究室に外国語関係の図書を備える。

- ⑥ 衣笠一拠点時における視聴覚教室の実現にむけて引きつき検討を進めるとともに、当面、図書館、学部学生共同研究室に外国語関係の図書を備える。

## 3 保健体育教育

- ① 工学科一部における第二外国語（フランス語）の増設と、基礎理工学部一部における第一外国語（ドイツ語）の増設と、基礎理工学部における（随意）ドイツ語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの系統化。

- ② 外国語の改訂など

- ③ 工学科における（随意）ドイツ語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの系統化。

- ④ 衣笠一拠点時における視聴覚教室の実現にむけて引きつき検討を進めるとともに、当面、図書館、学部学生共同研究室に外国語関係の図書を備える。

- ⑤ 衣笠一拠点時における視聴覚教室の実現にむけて引きつき検討を進めるとともに、当面、図書館、学部学生共同研究室に外国語関係の図書を備える。

## 4 教職課程教育

でも、その実現の方向での検討をすすめ、七六年三月中にその検討の結果を全学に提示する。

- (1) 「憲法」の全学部必修化について  
要求の趣旨および視点を、一般教育「法学」、教職科目「同和教育」、各学部の小集団教育などを中心として、全学の教育のなかに生かしつつ憲法学習の充実をめざす。「憲法」の全学部必修化については、各学部教育のなかでの位置づけや、カリキュラムのあり方、およびその条件などを検討し、追求する。

- (2) 「自治体論」「公務労働論」「労働組合論」等の開講について  
現代社会の要請にこたえうる実践的能力を養い、正しい労働觀を身につけるものとしてだされてきた要求である点をうけとめ、各学部の教學のなかで追求する。

- (3) 小学校教員養成課程の設置の検討  
本学における教職課程は、民主的な教員の養成機関として現在まで重要な役割を果たしてきた。今日小学校教員の志望者が増大し、課程設置の要求があるなかで、学生に対する指導、援助をつよめるとともに、課程設置に関する必要な調査・検討を行ないその調査結果を七六年七月月中旬で七六年三月末までに検討する。

- (4) 実務講座（資格の取得できる講座をふくむ）などの設置について  
これらの要求の趣旨およびその必要性を認識し、現在各学部で実施されているものの総括と「就職講座」との関連もふまえながら、実施の方針を明らかにする。

- (5) 「婦人問題」の特別講座の設置について  
「婦人問題」の特別講座の設置については、学部カリキュラムに組み入れることはさらに検討を必要とするが、当面、人文科学研究所主催「土曜講座」の企画をふくめて、実施の方向で検討する。

きた。にもかかわらず、大学の取り組みが、今日における二部軽視の文教政策のなかで、勤労学生の実態からでてくる教学改革の要求に十分こたえるものにはなっていないことが確認され、七二年度全学協議会確認事項の実践がもとめられるとともに、現在、小集団教育を軸とする教学内容の改善、勉学、生活条件の一層の改善、これを主体的にすすめる責任体制の強化をふくめた、二部教学の抜本的改革が要請されている。二部学友会が提起した「緊急六項目要求」および二部協議会が提起した当面の改善施策を推進しつつ、二講時制、衣笠一拠点を実現する。

- (1) 小集団教育、とくに一・二回生小集団教育の系統性の検討と、内容の充実およびその条件の改善。
- (2) 人文学科、基礎工学科のカリキュラムの改善と充実。
- (3) 共通専門科目の整理と改訂。
- (4) 外国語教育、保健体育の改善。
- (5) 二部責任体制の一層の強化。

- (1) 二部協議会の機能強化と学部教授会との関係の緊密化。
- (2) 二部事務室の体制強化と職員の勤務年限の検討。
- (3) 関連部課の二部に対する独自の責任の明確化と体制強化の検討、関連部課長会議の運用。

- (4) 勤労学生確保の諸施策の推進。
- (5) 二部責任体制の一層の強化。

- (1) 二部協議会の機能強化と学部教授会との関係の緊密化。
- (2) 二部事務室の体制強化と職員の勤務年限の検討。
- (3) 関連部課の二部に対する独自の責任の明確化と体制強化の検討、関連部課長会議の運用。

- (4) 勤労学生確保の諸施策の推進。
- (5) 二部責任体制の一層の強化。
- (6) 二部責任体制の一層の強化。
- (7) 二部講時制の具体案の作成と提起。
- (8) 一拠点移行にともなう二部の教學諸条件の整備をすすめるとともに、交通対策の提示を七六年三月中に行なう。
- (9) 二部一講時制問題と二部教学の改善方向を七六年四月までに作成し、新入生をふくめてわかりやすく説明する。
- (10) 二部教学の抜本的改革の方向を七六年九月中に提示する。

#### 四 大学院教学の改善

今日、政府・文部省によつて大学院制度の根本にかかる「改革」が相ついで全面的にすすめられている。

これは基本的に教育と研究の分断、大学の多様化、大学院制度の再編成を内容とする、中教審路線にそつた「改革」である。これにたいして、本学では、学部教学を基礎とした国民的立場にたつ民主的研究者の養成機関、という、大学院の基本理念が確立されている。この理念の具体化のために、学部教学の実態をふまえて、大学院教学の改善を一層すすめなければならぬ。

##### 〔1〕 教学内容の改善

- (1) 民主的研究者養成という理念からみると、とくに文学研究科、理工学研究科は、院生の教學実態と要求にこたえうる指導体制・教學諸条件などにおいて立ちおくれている点がみられる。これらの研究科の指導体制および教學諸条件などの一層の改善の方向を明確にする。

- (2) 博士課程未設置専攻は、その設置に最大の努力をはらう。(文学研究科では五一年度から調査委員会をもうけその条件と方針を明確にする)攻博士課程は七八年度を目標に設置すべく努力する。数学専攻大学院の設置については七六年度中にそのための条件と方針を明確にする。

- (3) 院生にたいする指導責任を明確にした上で、各研究科・専攻の実態に即した共同指導体制を一層充実する。

- (4) 各研究科、大学院委員会全体で、就職問題にとりくむ体制を検討し強化する。

##### 〔2〕 共同研究を充実させる諸条件の改善

- (1) 図書費の増額と研究科間格差の一層の是正。

- (2) 共同研究補助費の増額。

- (3) 学会旅費のあり方の検討と改善。

- (4) 全研究科、とりわけ文学研究科、理工学研究科の研究室条件の改善。

- (5) 学内奨学生の充実。

- (6) 以上の点をふまえて、各研究科政策と大学院政策を七六年四月に提示

#### 五 厚生・就職問題について

し、全学の討議を深める。

##### 〔1〕 厚生・就職問題について

今日、国民生活全般をおおう不況とインフレの同時進行のもとで、学生の生活破壊と深刻な就職難は、学生生活に大きな不安をあたえている。この事態は教学にもかかわる問題としてとらえる必要があり、全学の積極的な取り組みと、大学としての系統的な厚生・就職政策の確立が急がれる。当面、学友会の緊急要求にそつて次の施策を重点的に実施する。

##### 〔1〕 厚生問題について

- (1) 下宿の確保、各種奨学生制度の拡大・充実、アルバイトに関する諸条件の充実。

- (2) 学資貸与制度、生活援助金制度の改善・充実。(五千円→一万円)

- (3) 厚生問題についての厚生課と学友会関係各パートとの協議の体制の整備。

##### 〔2〕 就職問題について

- (1) 就職委員会を中心として、小集団教育担当者をふくめた全学的な就職問題への取り組みの強化、部課長会議における各関連部課の取り組み、校友会組織とのタイアップ。
- (2) 就職ガイダンスの早期化とその内容の充実、三回生時における就職ガイダンス、準備活動の指導、業種別ガイダンスの充実。
- (3) 求人開拓(とりわけ地方企業の求人開拓)、資料の収集・整備と就職指導の強化、会社訪問記録、入社試験報告書の収集・整備、学生の権利を守る立場にたつた情報の提供、就職相談室の設置。
- (4) 求人掲示の改善。
- (5) 学生実態把握の強化。

- (1) アンケート調査の充実。(2) 学生との交流強化。(3) 学生の実態把握と指導強化に資する「模擬テスト」の検討。

- (6) 就職課と学友会その他の関係パートとの間において就職問題に関する日常的な懇談機関の設置。

##### 〔3〕 保健管理について

〔1〕 診療所を保健センターとして確立し、全学の健康管理についての基本的な政策をたて、①健康診断の充実と事後措置、②健康についての助言指導、③精神衛生相談、④伝染病予防、環境衛生の指導、⑤健康管理の調査研究等の諸業務を実施する。

〔2〕 定期健康診断の重要性を周知徹底させ、その完全実施をめざして対策をつよめる。

〔3〕 学生健康保険制度については、ひきつづき検討を行ない、学生の保健管理の面から積極的に取り組む。

##### 〔4〕 生活協同組合について

〔1〕 本学における生活協同組合の果していいる重要な役割については従来から全学的に明確にしていてあるが、この立場を一層発展させることが強く要請されているという観点から、次の諸点を確認した。

〔2〕 本学における生協が、大学を構成する事実上のパートであり、大学の自治を支えるもののひとつであるとする位置づけを明確にすること。

〔3〕 本学と密接に関連して、学生・院生・教職員の厚生・生活上の諸施策の主要な担い手としての役割を明確にすること。

〔4〕 以上の位置づけと役割の明確化という基本点にたつて、今後その具体化をはかるとともに、厚生施策の一層の充実のために、

〔1〕 それを全学的なものとするための大学諸機関の討議の推進、明確化、

〔2〕 生協と大学との「窓口」の整理、とくに大学厚生課との関係の明確化、

〔3〕 大学と生協の基本的な関係を明確にする文書上の整備(契約など)、

〔4〕 日常的な大学と生協との協議の体制(学友会、院生協、教職組をふくむ全学的な方向での)の検討、

をすすめる。

#### (八) 衣笠一拠点の早期民主的実現

- ① 衣笠書籍部・購買部の利用条件向上のため、一拠点実現までの暫定的措置として仮設施設を七六年四月にむけて建設する。
- ② その他の施設改善についても、ひきつづき検討をすすめる。

#### (六)

##### 教学・厚生諸条件の整備

###### (4) 当面する要求については、

- ① 衣笠書籍部・購買部の利用条件向上のため、一拠点実現までの暫定的措置として仮設施設を七六年四月にむけて建設する。
- ② その他の施設改善についても、ひきつづき検討をすすめる。

#### (三) 新しい教学を支える教職員

##### 衣笠一拠点計画について

衣笠一拠点計画については、七〇年代後半における新しい大学づくりの視野をもふくめて、早期かつ民主的に推進する。大学は、一拠点実現の年次計画について全学の討議をすすめるとともに、七六年四月に長期計画委員会第三次答申にもとづいた、一拠点パンフを全学に配布する。

- (1) 女子寮の建設と寮の統廃合について  
実現に向けてひきつづき検討する。
- (2) キャンパスの整備といよいの場の保障  
① 以学館前および六号館前の整備については、七六年度において可能な限り実施する。

- ② キャンパス内の並木、ベンチ、水飲み場の増設については、七六年度において実現する。
- ③ 志学館屋上を開放し、必要に応じてベンチ、灰皿をおく。

- (3) 勉学・スポーツ活動のための条件整備  
① 衣笠氷室町の土地二〇〇〇坪を七六年度において整備し、正課・課外体育の第二グランドとする。その他の体育諸施設についても可能な限り改善する。

- ② 図書館にクーラーを設置する方向で、七六年度予算で検討する。
- ③ 主要な学舎についてウォーターサーバーを七六年度において設置する。

- ④ 学部学生センターを談話室としてひきつづき改善する。

- (七) 学部学生定員の検討について  
一九七三年度全学協議会において、「今後の、小集団教育を軸とする教學の一層の充実、学部教授会の適正規模の検討のなかで、学部学生定員の縮小を「衣笠一拠点」完了時を目指して検討する」ことが確認されたが、衣笠一拠点化の新しい段階にはいった今日の時点において、公費助成運動の展望とも関連させて、学部学生定員の適正化の問題を、七六年度長期計画委員会の課題として設定し、その条件等を慎重に検討する。

- (1) 立命館教学の到達段階をふまえた前進の方向と新しい大学づくりの諸課題が明らかにされた。  
立命館大学に学ぶ学生が、民主的社会常識と専門的・技術的能力を十分身につけて卒業し、現代の激動する社会で民主的働き手として生きていく自信と確信をもてるよう、学部教学の「現代化・総合化・共同化」をさらに追求し、学生の実態と要求をふまえたカリキュラムの再編を行ない教学の充実をはからねばならない。

- 新しい大学づくりは、教職員の主体的実践によってはじめて実現される。教職員は、学生の身近にいる労働者として、その将来像になりうる自覚・規律・力量を要求されている。教職員自身が働くものとしての生活と権利を守り、社会的常識にかなうしかたで労働し、学生の学習権を守り発展させ、職場のすみずみまで人権と民主主義を貫徹し新しい大学づくりをすすめる専門的・技術的能力をみがきあげていかなければならぬ。

- 学生は、教職員の教育・研究・労働の日々の実践のさまざまな場面を通して、働くものとしての生き方を考え、人格を形成していくのである。新たに確認された諸課題を適かつ適時に実現していくためには、学内機関の役割はますます重要になっていく。とりわけ全学にまたがる教学諸機関の責任体制を再確立して、諸課題に積極的に取り組むことが緊急に必要である。それぞれの機関はその固有の責任と機能を果すとともに、当面

#### (七)

##### 勉学・スポーツ活動のための条件整備

##### 衣笠氷室町の土地二〇〇〇坪を七六年度において整備し、正課・課外体育の第二グランドとする。その他の体育諸施設についても可能な限り改善する。

##### 主要な学舎についてウォーターサーバーを七六年度において設置する。

##### 学部学生センターを談話室としてひきつづき改善する。

#### (六)

##### 女子寮の建設と寮の統廃合について

##### 実現に向けてひきつづき検討する。

#### (五)

##### キャンパスの整備といよいの場の保障

##### ① 以学館前および六号館前の整備については、七六年度において可能な限り実施する。

##### ② キャンパス内の並木、ベンチ、水飲み場の増設については、七六年度において実現する。

##### ③ 志学館屋上を開放し、必要に応じてベンチ、灰皿をおく。

#### (四)

##### 勉学・スポーツ活動のための条件整備

##### ① 衣笠氷室町の土地二〇〇〇坪を七六年度において整備し、正課・課外体育の第二グランドとする。その他の体育諸施設についても可能な限り改善する。

##### ② 図書館にクーラーを設置する方向で、七六年度予算で検討する。

##### ③ 主要な学舎についてウォーターサーバーを七六年度において設置する。

#### (三)

##### 勉学・スポーツ活動のための条件整備

##### ① 衣笠氷室町の土地二〇〇〇坪を七六年度において整備し、正課・課外体育の第二グランドとする。その他の体育諸施設についても可能な限り改善する。

##### ② 図書館にクーラーを設置する方向で、七六年度予算で検討する。

##### ③ 主要な学舎についてウォーターサーバーを七六年度において設置する。

#### (二)

##### キャンバスの整備といよいの場の保障

##### ① 以学館前および六号館前の整備については、七六年度において可能な限り実施する。

##### ② キャンパス内の並木、ベンチ、水飲み場の増設については、七六年度において実現する。

##### ③ 志学館屋上を開放し、必要に応じてベンチ、灰皿をおく。

#### (一)

##### 女子寮の建設と寮の統廃合について

##### 実現に向けてひきつづき検討する。

#### (六)

##### キャンバスの整備といよいの場の保障

##### ① 以学館前および六号館前の整備については、七六年度において可能な限り実施する。

##### ② キャンパス内の並木、ベンチ、水飲み場の増設については、七六年度において実現する。

##### ③ 志学館屋上を開放し、必要に応じてベンチ、灰皿をおく。

#### (五)

##### 勉学・スポーツ活動のための条件整備

##### ① 衣笠氷室町の土地二〇〇〇坪を七六年度において整備し、正課・課外体育の第二グランドとする。その他の体育諸施設についても可能な限り改善する。

##### ② 図書館にクーラーを設置する方向で、七六年度予算で検討する。

##### ③ 主要な学舎についてウォーターサーバーを七六年度において設置する。

#### (四)

##### 勉学・スポーツ活動のための条件整備

##### ① 衣笠氷室町の土地二〇〇〇坪を七六年度において整備し、正課・課外体育の第二グランドとする。その他の体育諸施設についても可能な限り改善する。

##### ② 図書館にクーラーを設置する方向で、七六年度予算で検討する。

##### ③ 主要な学舎についてウォーターサーバーを七六年度において設置する。

#### (三)

##### キャンバスの整備といよいの場の保障

##### ① 以学館前および六号館前の整備については、七六年度において可能な限り実施する。

##### ② キャンパス内の並木、ベンチ、水飲み場の増設については、七六年度において実現する。

##### ③ 志学館屋上を開放し、必要に応じてベンチ、灰皿をおく。

#### (二)

##### キャンバスの整備といよいの場の保障

##### ① 以学館前および六号館前の整備については、七六年度において可能な限り実施する。

##### ② キャンパス内の並木、ベンチ、水飲み場の増設については、七六年度において実現する。

##### ③ 志学館屋上を開放し、必要に応じてベンチ、灰皿をおく。

#### (一)

##### キャンバスの整備といよいの場の保障

##### ① 以学館前および六号館前の整備については、七六年度において可能な限り実施する。

##### ② キャンパス内の並木、ベンチ、水飲み場の増設については、七六年度において実現する。

##### ③ 志学館屋上を開放し、必要に応じてベンチ、灰皿をおく。

#### (六)

##### キャンバスの整備といよいの場の保障

##### ① 以学館前および六号館前の整備については、七六年度において可能な限り実施する。

##### ② キャンパス内の並木、ベンチ、水飲み場の増設については、七六年度において実現する。

##### ③ 志学館屋上を開放し、必要に応じてベンチ、灰皿をおく。

#### (五)

##### キャンバスの整備といよいの場の保障

##### ① 以学館前および六号館前の整備については、七六年度において可能な限り実施する。

##### ② キャンパス内の並木、ベンチ、水飲み場の増設については、七六年度において実現する。

##### ③ 志学館屋上を開放し、必要に応じてベンチ、灰皿をおく。

#### (四)

##### キャンバスの整備といよいの場の保障

##### ① 以学館前および六号館前の整備については、七六年度において可能な限り実施する。

##### ② キャンパス内の並木、ベンチ、水飲み場の増設については、七六年度において実現する。

##### ③ 志学館屋上を開放し、必要に応じてベンチ、灰皿をおく。

#### (三)

##### キャンバスの整備といよいの場の保障

##### ① 以学館前および六号館前の整備については、七六年度において可能な限り実施する。

##### ② キャンパス内の並木、ベンチ、水飲み場の増設については、七六年度において実現する。

##### ③ 志学館屋上を開放し、必要に応じてベンチ、灰皿をおく。

#### (二)

##### キャンバスの整備といよいの場の保障

##### ① 以学館前および六号館前の整備については、七六年度において可能な限り実施する。

##### ② キャンパス内の並木、ベンチ、水飲み場の増設については、七六年度において実現する。

##### ③ 志学館屋上を開放し、必要に応じてベンチ、灰皿をおく。

#### (一)

##### キャンバスの整備といよいの場の保障

##### ① 以学館前および六号館前の整備については、七六年度において可能な限り実施する。

##### ② キャンパス内の並木、ベンチ、水飲み場の増設については、七六年度において実現する。

##### ③ 志学館屋上を開放し、必要に応じてベンチ、灰皿をおく。

#### (六)

##### キャンバスの整備といよいの場の保障

##### ① 以学館前および六号館前の整備については、七六年度において可能な限り実施する。

##### ② キャンパス内の並木、ベンチ、水飲み場の増設については、七六年度において実現する。

##### ③ 志学館屋上を開放し、必要に応じてベンチ、灰皿をおく。

#### (五)

##### キャンバスの整備といよいの場の保障

##### ① 以学館前および六号館前の整備については、七六年度において可能な限り実施する。

##### ② キャンパス内の並木、ベンチ、水飲み場の増設については、七六年度において実現する。

##### ③ 志学館屋上を開放し、必要に応じてベンチ、灰皿をおく。

#### (四)

##### キャンバスの整備といよいの場の保障

##### ① 以学館前および六号館前の整備については、七六年度において可能な限り実施する。

##### ② キャンパス内の並木、